

第4回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年5月14日（火）14:59～16:18

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）、原英史（座長代理）、
長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）有路昌彦、泉澤宏、渡邊美衡

（事務局）福島次長、小見山参事官

（説明者）国土交通省：海谷大臣官房審議官

国土交通省：堀海事局海技課長

国土交通省：中村海事局海技課海技企画官

水産庁：山口次長

水産庁：廣山増殖推進部研究指導課長

水産庁：三野増殖推進部研究指導課海洋技術室長

農林水産省：小川大臣官房審議官（兼消費・安全局）

農林水産省：中里消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長

4. 議題：

（開会）

1. 近海を操業する中規模の漁船に関する海技士乗組基準の見直しについて

（国土交通省・農林水産省よりヒアリング）

2. 水産用医薬品の使用について

（農林水産省との意見交換）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、皆さん、おそろいのございますので、「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を開始したいと思います。

所用により、本日は、新山委員、下苧坪専門委員、中島専門委員、花岡専門委員、本間専門委員は御欠席であります。

本日は、金丸議長代理が御出席であります。

それでは、ここからの進行は野坂座長にお願いします。よろしく願いいたします。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議題1は「近海を操業する中規模の漁船に関する海技士乗組基準の見直しについて」で

す。

前回の水産ワーキング・グループでは、規制の見直しの方向性について御説明いただきました。本日は、その後3回開催された検討会での議論を踏まえ、具体的な基準の見直しの検討状況について御説明いただきたいと思っております。

それでは、国土交通省より15分程度で御説明をお願いいたします。

○海谷大臣官房審議官 国土交通省でございます。

資料1でございますけれども、「実態調査の結果等」と書いてある資料に従って御説明申し上げます。

1ページをごらんください。3月に今回議論の対象となっている中規模漁船につきましてアンケートを行いました。総トン数20トン以上・長さ24メートル未満の漁船は120数隻あるということでしたけれども、遠洋操業していたり、あるいは官公庁の取締船も一部あったりしましたので、それを除いて、かつ廃業、売船、所在不明等になっているものを除くと59隻が現存船でございました。この59隻から回答いただきました。このうち44隻が30トン以上50トン未満ということで、大宗はこの部分に入っているということでございました。

まず、「エンジン」について特に議論がございましたので、これについての調査結果をごらんください。2ページになります。中規模漁船の型式ですけれども、ヤンマー、新潟原動機、三菱重工、小松、それから、今はないようすけれども、住吉という会社がありまして、この5つのメーカーで31の型式がございました。もうちょっと型式は少ないのかなと思ったら、いろいろ派生形式もあったりして、31もあったというものでございます。

この表のうち、右から2つ目をごらんいただきますと、始動方式というのがあります。そこにエア直入ですとか、セルモータですとか、エアモータというのがありますけれども、セルモータが普通の自動車と同じように回すとエンジンがかかる、要は操縦士がそのままやれるというものでありまして、エア直入とかエアモータは圧縮空気を別途操作してエンジンを起動させなければいけないということで、それと同時に起動ができるものではないという点が異なります。今、小型漁船にはセルモータしかございません。59隻のうち、セルモータは16隻でございます。全体の27%でございますけれども、このうち、小松の2隻を除いては、小型漁船とも共通に使用されていることが分かりました。ちなみに、エア直入ですとか、エアモータとか、そういうものについては、小型にはそもそもありませんので、共通の型式ではないというものでございます。

後でちょっと出てきますけれども、エンジン出力を見ますと、750キロワット未満が52隻、750キロワット以上が7隻ですけれども、そのうち5隻はエアの始動方式によるものでございます。2つセルモータのものがございますけれども、下の2つ目、小松のエンジンがありますけれども、これは漁獲物の運搬船ということなので、普通の漁船とは違ったものです。そうしますと、通常の漁労でセルモータのものは750キロワット未満にとどまっているということでございます。

主機が1台で、かつA重油が基本的に使用されているということでありました。A重油

のエンジンについては、フィルターを交換した上で、良質なA重油であれば軽油と同じように使用されるという実態にあるということでした。

3ページでございます。「機関室」でございますが、広さは30平米から40平米、20畳から25畳ぐらい、高さも2メートル程度でございますが、全く人が入れず作業ができないというほどのものではありませんでした。そもそも小型船舶ではありませんので、一応、検査等のためには人がちゃんと作業できる状況になっていなければいけませんので、この程度の広さでございます。

船橋における機関の操作・状態確認でございますけれども、船橋から全ての状態確認ができる漁船はありません。ただ、使用燃料タンク切替を行わないというものが多かったのですが、タンク自体が切り替わるものがないものも多かったような感じもいたしますが、大半の漁船は船橋から主たる機関について、緊急停止とか増減速ができます。ただ、始動ができるものは12隻とありますけれども、回答者の認識の問題もあると思うのですが、セルモータだと始動ができるはずなので、これは恐らく16隻なのだろうと思っております。さらに補足してきちんと精査しなければいけませんけれども、そういう形でございます。

4ページに移りますと、「操業状況」でございますけれども、最大10日でございます。このうち3日以内のものが45隻、日帰りが22隻ほどあるということでした。最大20マイルを超えて操業するものは34隻ということで半分以上、6割くらいを占めておりました。

僚船の有無ということで、沖合底びき網漁船の一部、これは福島県の試験操業船ですので特殊なものでありますけれども、あと、新潟辺りだったと思えますけれども、プラス1～2隻、僚船を伴わないで運行するというものがありましたけれども、それ以外の大部分は僚船を伴って運行するという形態のものだという回答がございました。

5ページは「乗組員」の状況でありますけれども、遠洋から流れてきたりして上級の資格を持っている人が多かったですとか、そういうものもありますけれども、機関部員が乗り組む漁船は全体の半分程度でありました。ただ、漁船でありますので、いろいろな方が乗っているので、機関部員だと位置付けなくても機関のことが分かって、そこで作業する人もいますけれども、そこはアンケートだけだとはっきりは分かりませんでした。

6ページでありますけれども、エンジンの点検と故障対応の実態というもので、この59隻について、どういうエンジンの故障があったかについて聞いたところ、全部かどうかはあれですけれども、少なくとも回答があったものについては16件ございました。この16件のうち、故障発見後の対応状況についてお答えをいただいたものが13件ございました。そのうち具体的な対応は下表のとおりでございますが、下の①②は洋上で修理して帰ってきたというものでございます。③④⑤については、修理をせずに帰港後に修理したというのが10件ございました。約4分の1が洋上で修理して、4分の3が洋上で修理しなかったということでございます。洋上修理しなかった理由について回答欄があったのですけれども、回答をいただいたのは2件でございます。もうちょっと追跡調査したいと思います

けれども、現状、機関士が乗っている船でございますので、機関士でも手に負えない故障だと認識してそういう対応を採ったものだと推測されると思っております。

7ページでございます。エンジンの専門家の先生とも御相談しましたが、エンジンメーカーのマニュアルを見れば、およそそのエンジンに着目した必要な修理・点検項目については網羅できるだろうという御指導がございましたので、それに基づいて項目と間隔、それから、現在、小型船舶操縦士の免許の際の講習で使っている教則本でどの程度対応できるかを精査しまして表にしたものでございます。教則本に載っていないけれども、その応用編で、マニュアルを見れば対応できるだろうということで、認識できるものについては可という形で整理してございます。

毎日点検する事項については2点ほど、ちょっと今の教則等では対応できないかなというものがありません。それから、10日程度ごとに点検する事項については6項目ほどございました。これらについてでございますけれども、後から出てきますけれども、いろいろな対応をすれば補充可能ではないかという議論がございました。それは後で御説明申し上げます。

それから、プレジャーボートとの関係がございました。8ページ、9ページでありますけれども、総トン数20トン以上・長さ24メートル未満のプレジャーボートについては、エンジンを2基以上搭載いたしまして、リダンダンシーを確保していることと、機関の出力750キロワット以上のものが大宗を占めておりますけれども、2基でありますので、1つのエンジンで見ると、1,500キロワット以上というものが1つ当たり750ワット以上になっているということかと思えます。これについてはコンパクトな高速のエンジンを使用しているということございまして、メーカー側からしますと、非常に高速で回転するものをコンパクトにまとめているエンジンなので、よっぽど遠距離で遠洋に行っているときはともかくとして、故障したときは洋上で修理するのではなくて、むしろ陸に帰ってきて取り替えてもらったほうが早いというエンジンを使用しているものが多いということでございます。

それから、10ページをごらんいただくと分かると思えますけれども、直接所有者にアンケートしても、なかなか協力いただけなかったものですから、マリーナは大体実態を把握しておりますので、アンケートで聞いてみたところ、基本的には1日当たり2時間から5時間ぐらいの使用だということと、多くて月1～2回、マリーナAで見ますと年間で6回程度の利用が多いということございました。

ちなみに、9ページは説明を省略しましたがけれども、プレジャーボートと漁船では、エンジンが高速か中速かで明らかに分かれるということでございます。

これらの関係もございまして、プレジャーボートがそうだからといって、今回の中規模漁船についてどうかということに関しては、別に考えるべきではないかという御意見が多かったところでございますけれども、小型漁船と共通に使用しているエンジンがどうございますし、6ページ、7ページのような実態を踏まえて、きちんと見直しの方向を考える

べきなのだろうということで、いろいろいただいた御意見なども踏まえて、前回、5月8日の連休明けでございますけれども、第4回の検討会で事務局から見直しの方向性の案として提出いたしましたのが、11ページ、12ページでございます。残念ながら、労働組合代表の委員から異論が出ておりまして、まだ取りまとめには至っておりませんが、こういうことで事務局から提出させていただいたということでございます。

まず、「機関士に係る見直しの方向性に関する基本的考え方」でありますけれども、先ほどの7ページにあった状況であります。これは小型船舶操縦士の免許を持っている場合と比較してということでもありますけれども、基本的にプラスアルファする項目がそう多いわけではございませんので、例えば、教則の充実を図ったり、必要に応じメーカーとの講習会で実技を含めて習得することによってある程度の対応は可能ではないか、小型船舶操縦士を持っていない人だと、小型船舶操縦士並みの知識を身に付けるだけのことはやる必要がありますけれども、そういうことではないかという案を御提示させていただいております。

②については、修理の実態からいたしますと、これは漏油・漏水等に限られていたということでもあります。このため、洋上で最低限の緊急対応は必要であるけれども、これらの実態や、あるいは漁船の場合、先ほど申し上げましたように僚船も多くて、様々な形で支援が得られる場合が多いという特殊性があることから考えると、例えば、操縦する者が小型船舶操縦士ではなくて海技士のみであったとしても、一定の講習等を受けた部員等が乗り組んでいれば、支援を受けることによって対応できるということを考えますと、修理についても、こういった実技については講習等で補完することでよいのではないかという案を出させていただきました。したがって、こういったことからいたしますと、小型船舶操縦士を基本とした場合ですけれども、教則本の充実ですとか、講習等による補完、あるいはプラスアルファ部員で若干補完することで足りるのではないかという案を御提示させていただいたところでございます。

この際、「引き続き検討を要する事項」として、3点ほど掲げさせていただきました。

1点目は、出力750キロワット以上については、現在、2名の機関士を乗り組ませているということでございます。直ちにこの配乗を不要とすることについては、STCW-F条約批准でございますが、批准に向けて調整・検討中でございますけれども、機関士の配乗が求められておりまして、大体、エンジンはトン数ではなくてキロワット、エンジンの出力で規制の閾値を決めてございまして、小型とそうでないものの仕切りも、出力等々、エンジンのスペックで分かれる仕組みになっていないのが今回の議論の混乱の一因ではないかと思っておりますので、出力の閾値、要は長さ24メートルに相当するエンジンでの閾値は750キロワットでございますので、こういうことをきちんと考えた上での対応が必要ではないかということでございます。

それから、A重油でございますけれども、きちんとメーカーが推奨される性状を使っただけであればいいのだろうという結論でございましたので、これについては、あえてメー

カーが推奨するものをちゃんと使用しろという、手取り足取りみたいな規制は一般に設けておりませんので、これについては、そういう実態が確認できればいいのだろうと思ってございます。

今回、エンジンのところについて議論いたしましたけれども、今後、操縦面も含めて、小型船舶操縦士のみの乗組みで足りることとすることについて検討を行っていくこととなります。この場合、長さ24メートルございますけれども、国際総トン数300トン、日本の総トン数189トンに換算されることもありますので、これはかなり大きくなりまして、これは小型船舶操縦士でいかどうかということについて議論があり得ると思います。ただ、今の近海中規模漁船は90トン以下の範囲でおさまっております、1隻を除けば80トン以下でありますので、船の大きさについて、適切な上限についてどうするかを検討が必要ではないか。これは操縦面のことと併せということでございます。

それから、エンジンの議論、それから、船舶の特性と操船との関係からと言っていますけれども、小型船舶は割と高速で、かつ小型なので、小回りもよく運航できるものでございます。一方で、だんだん船が大きくなってきますと、小回りが利かなくなってきましたし、余り速度も速くありませんので、さっと避けられるということにはなりません。そういうことから、今、海技士の免許と小型船舶操縦士の免許が別の体系になっております。要は、海技士の免許を持っているからといって小型船舶操縦士の免許が取れることになっていないという体系になっております。それを考慮して、きちんと制度を仕組むことが必要になることと、あとは、今、6級の資格で乗船履歴を積むことで5級以上の上級の資格を取ることが可能なのですけれども、これらのルートでの上級資格取得が難しくなるのではないかという意見もございましたので、そういう辺りも配慮しなければいけないのではないか。

それから、現在の小型船舶は電気セルモータ方式のエンジン始動方式を前提としておりますので、これらの点をどう考えるか。船舶安全法が小型船舶でない安全基準が適用になりますので、この辺りの知識も持っていただく必要があるので、全体として小型船舶操縦士のあり方に大きな影響を及ぼさない、要はレジャーで小型船舶操縦士を持つ方に過重な負担にならないようにしつつ、また漁船の大型化のインセンティブを削がないというのが大前提でございますから、そういう前提の上で試験や講習のあり方ですとか、あるいは②③④辺りとの関係から言いますと、経過措置をきちんと設けるですとか、必要な措置等についての検討が必要ではないかということを示唆させていただいたということでございます。

私からは以上でございます。4分ほど超過いたしまして失礼いたしました。

○野坂座長 御説明いただき、ありがとうございました。

それでは、農林水産省にて何か補足がございましたら、お願いいたします。

○山口次長 ございません。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願い

いたします。

なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれたプレートを立ててくださいますようお願いいたします。

では、泉澤専門委員、お願いいたします。

○泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。この「実態調査の結果等」を拝見いたしまして、改めて現状でも中規模漁船と小型漁船との間にほとんど違いがないのではないかという感じを受けました。中でも、漁船に搭載されている主機関の多くが共通のエンジンを使っていること、それから、エンジンのメーカーの点検マニュアルにおいても、始動系統などを除くと、ほとんど全てが小型船舶操縦士でも十分に点検が可能であると、運用する上で重要なポイントのほとんどが小型船舶操縦士でも十分可能であると考えます。現時点で既に小型船舶操縦士による運航が可能となっている24メートル未満の大きなプレジャーボートと比較するまでもなく、中規模漁船が小型船舶操縦士1名の乗船によって十分航行が可能であると考えます。

今、漁業の生産現場では、漁業者の不足が非常に問題になっておりますけれども、海技士資格を取得している乗組員はさらにまた少ない。現場では非常に困っている状態であります。海技士の資格を持った方が休むと操業が停止してしまうというような差し迫った状況もありますので、現場からこれに対してのかなり強い要望があります。可能な限り、この取組を急ぐ必要があるのではないかと考えますけれども、時間的なことも含めまして、その辺のことを伺いたいと思います。

○海谷大臣官房審議官 時間的なスケジュールでございますけれども、この検討自体は年内に内容をまとめるということで申し上げたとおりでございますので、それに沿って進めていきたいと思っております。その後、法令の手当てが必要なものについては、パブリックコメントをしたりですとか、若干の準備が必要な面がありますので、そこから時間的猶予は若干いただくことになるかと思っておりますけれども、前回、STCW-F条約のタイミングと合わせたいと申し上げましたけれども、先般、議論がありまして、STCW-F条約についてはもうちょっと議論する時期を伸ばそうということになりましたので、それとリンクすることにはもうならないと思っていますので、それとリンクしたほうがいいかなと思って、そういう御提案もいたしましたけれども、それとは切り離された形で、年内目途に結論を出して、それを実行に移すということなのだろうと思っています。

○泉澤専門委員 ありがとうございます。あと、もう一つなのですけれども、「引き続き検討を要する事項」の3ポツ イ)の⑤なのですが、これは意見になるかと思うのですが、船舶安全法上の適用は従来どおりとありますけれども、船舶検査についても、長さやトン数など、小型船舶の新たな定義に沿った形に、今後、最適化を図り見直す必要があるのではないかと感じました。それについては私の意見です。

以上でございます。

○野坂座長 それでは、ほかには御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸議長代理、お願いいたします。

○金丸議長代理 国交省の皆様、御説明ありがとうございました。このテーマに関しての初期段階の議論から考えると、審議官の御尽力、水産庁との議論を通じて、今回のような方向性を打ち出していただいたことについて、率直に感謝申し上げたいと思います。その上で、今、法改正の段取りについての御説明もあったのですけれども、なるべく早く御対応いただけるようなお話でしたけれども、その間の暫定的な措置というものもお考えいただいているとすれば、御紹介していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○海谷大臣官房審議官 小型船舶操縦士で全部いいということになると省令改正が必要になります。一方で、小型船舶操縦士ではなくて、6級航海士だけが乗り組んでいるときに機関士をどうかということは、それをやらずともできる話でございます。その場合には、20条特例というものがあるので、そういうものが活用できる余地はあるのではないかと考えておりますが、いずれにしましても、これ自体、まだ検討を続けているところですので、その上で適切な結論を出していきたいと思っております。

○野坂座長 ほかに御意見はよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。そろそろお時間ですので、議題1につきましては議論を終了いたします。今期取りまとめる予定の第五次答申には本日の議論を踏まえることといたします。

皆様、本日はありがとうございました。ここで御退席をお願いいたします。

(説明者交代)

○野坂座長 続きまして、議題2「水産用医薬品の使用について」に移ります。

今年2月に議題として取り上げました魚類防疫に関連して、有路専門委員より別途、水産用医薬品の使用に関して問題提起をいただきました。

まずは有路専門委員より、課題等の御説明をお願いいたします。

○有路専門委員 資料2-1に内容をまとめさせていただいておりますけれども、問題提起をさせていただいた内容としまして、まず、資料2-1の2ページ目から入りますが、実際、養殖現場において水産用医薬品の使用というものは、「水産用医薬品の使用について」をベースに使っています。養殖現場においては様々な病気が発生するのですが、処置を怠ると養殖魚が全滅する、あるいは周囲に魚病が蔓延していくこととなりますので、迅速にかつ的確に対応していかないといけないところになります。実態としては、動物用医薬品販売業者の意見及び専門家の意見を聞いた上で使用します。特に抗菌剤に関しましては、魚類防疫員等の専門家の使用指導書の交付を申請して受ける必要があります。

3とついているスライドになりますが、「水産用医薬品の使用方法の実態」としましては、対象は目ごと、適応症ごとに分類されておりまして、それぞれ用法、用量と出荷に対する使用禁止期間、残留の回避というところで定められています。これはきっちり守っていかないと処罰の対象になるということで、原則、この基準は厳密に守られなければなりません。

ただ、こういう適応の仕方において、魚病の発生時期におきましては、使用基準どおりでは効果が得られない場合がございます。4枚目なのですが、それはどのような場合なのかですが、例えば、餌に混ぜて経口投与と書いている用法のところ、魚体の大きさとか症状で餌を食べることができない状況があって、この場合は薬浴で対応する場合がありますとか、あるいは魚類への投与の基準は残留性の問題になるので重量ベースとしていますが、稚魚と成魚とで、最終的な効果の面で差異がある場合があります。それ以外には、魚病が特定され、さらに効果が明らかになっていても、使用基準に書かれていない病気に対応する必要性があったりします。こういうイレギュラーな場合に対応するところでは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第83条の4第2項の規定で、使用基準外の使用が必要な場合は獣医師の処方をもって使用することができることになっています。

こういう状況の中で、では実際どういうことが現場で問題になっているのかというところが5枚目になりますけれども、水産動物に対する専門的知識を有した産業獣医師が実情ほとんどいないということが問題です。実質上魚病の専門性が不足した獣医師からの処方を受けることがあります。

また魚病が発生した現場では、数日の判断の遅れで養殖魚が全滅するというのは日常茶飯事となりますので、実際は魚類防疫員のような現場知識が豊富な専門家の意見を基に投薬の判断を行っています。ただし、さきに申し上げましたように、獣医師の処方箋が必要なパターンになると、魚類防疫員の意見だけでは投薬ができないこととなりますので、こういうパターンにおいては、手続上判断が遅れて致命的な被害を受ける場合がございます。

こういう問題点を考えて、1つは、魚類防疫員が獣医師と同様の判断を行うようにできるようになる、要するに、規制が緩和されることによって、現実的な処方が迅速にできるようになるのが望ましいのではないかと考えております。1つは、医薬品医療機器等法の83条の4第2項の規定に、処方ができる者は獣医師のみになっていますが、ここに実際の判断ができる専門性があるということで魚類防疫員も加えられないだろうかと思って、前回は発言をさせていただいております。

あと、基準が医薬品メーカーの試験データに基づくところで、「水産用医薬品の使用について」の中の用法、用量などが出ているのですが、医薬品メーカーも費用対効果の視点から更新頻度もなかなか上げられないこともありまして、基準と現場の実態が乖離する原因にもなっているであろうというところで、この点を医薬品メーカーだけでなく、水産試験場、大学等研究機関、農林水産省、あるいは養殖業者も含めた、水産用医薬品の使用基準を現場実態とリンクさせて随時更新できるような関係者でのコンソーシアムの形成ができないかと考えております。

以上が私からの問題提起の背景になります。

○野坂座長 ありがとうございます。

なお、有路専門委員の問題意識につきましては、事前に農林水産省にお伝えされている

と伺っております。それでは、本件について、農林水産省より御説明をお願いいたします。
○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 農林水産省で消費・安全局を担当しております
審議官の小川と申します。今日はよろしくお願いいたします。

まず、有路専門委員からの御説明ありがとうございました。この説明を踏まえまして、
資料2-2「水産用医薬品の使用に関して」というタイトルのついた資料を説明したいと
思います。

まず、ページをめくっていただきまして2ページ目をごらんください。今、養殖現場に
おける水産用医薬品ということでございました。その中で、医薬品医療機器等法の条文の
御紹介もいただきましたけれども、これは養殖に限ったものではございません。動物用医
薬品の使用に関してということでございます。いわゆる動物用医薬品の使用に当たっての
留意点を2点説明させていただきたいと思っております。2ページ目がまずその第1点目でござ
いいますが、「動物用医薬品の使用基準と食品安全」。これは養殖がテーマでございますの
で、先ほど御紹介いただいた条文も、食用、要するに、人間が食べるものということでご
ざいます。その観点から、この使用基準が食品安全と関係があるということについての説
明でございます。

四角の中の最初の矢印でございますが、これは昔の話にもなっていますが、BSEの国
内確認、これは2001年でございますけれども、その後、政府間で議論を行いまして、平成
15年に新しい食品安全行政、すなわち食品安全基本法を制定いたしまして、食品安全行政
のあり方を抜本的に見直しました。そのキーワードは、国民の健康保護を第一に、リスク
分析を導入するというところでございます。

具体的に動物用医薬品の場合、何が起こったかといいますと、2番目の矢印ですが、そ
の結果、いわゆる農薬、あるいは動物用医薬品といった生産資材でございますが、これは
食品安全委員会がリスク評価により、一日許容摂取量、ADIと申しますが、これを設定いた
しまして、厚生労働省は残留基準値を打ちます。厚生労働省は、医薬品メーカーが、農薬
でもいいのですが、申請した使用基準案をベースに、それに従って使用した場合に、生産
された食品の安全性が確保されるだろうかといった観点で残留基準値をADIを勘案しなが
ら設定いたします。厚生労働省は残留基準値を設定いたしまして、農林水産省はこの残留
基準値の設定の前提となった使用基準案を先ほど御説明のあったような形で定めていると
ころでございます。この効果は、使用基準どおり使わなければだめだよというのは、いわ
ゆる医薬品医療機器等法の罰則で担保されているわけですが、別途、使用基準どおりに使
う分には、残留基準値を超えることはない。これは厚生労働省の審議会でもチェックがなさ
れているところですが、残留基準値を超過した場合、つまり使用基準に従わなかった場合
にその可能性が出てくるわけですが、残留基準値を超過した食品の流通は食品衛生法によ
って認められません。

また、使用基準と異なる対象動物への使用というのは、今度は残留が認められないこと
に制度が変わりました。これは平成15年の法律改正で決まりまして、3年の猶予期間を経

て、平成18年からこの制度になっています。これはアメリカ、EUも同様の制度でございます。お聞きになったことがあるかもしれませんが、これがポジティブリスト制。つまり、リスク評価をして、使用基準が定まって、残留基準値を打ったもの以外については残留を認めないことになってございます。

下のほうの絵が、そのプロセスを描いてございます。リスク評価を食品安全委員会が行いまして、一日許容摂取量を設定いたします。そして厚生労働省が、この化学物質自体はいろいろなものに使うわけで、理論一日最大摂取量を考慮しながら、その残留基準値自体を決めていく。これはその使用基準が前提になっているといった関係になっているということでございます。

それから、3ページ目でございますけれども、これも動物の世界でもございますけれども、養殖現場、前提の説明が抗菌剤ということがございますので、抗菌剤に関して申し上げますと、世界的な薬剤耐性対策に対する取組を考慮する必要があるということでございます。

最初の矢印でございますが、近年、新たな抗菌剤の開発は減少傾向。ざっくり言いまして、もうないということですね。新たな抗菌剤の開発が望めない状況にあるという中で、抗菌剤の不適切な使用背景といたしまして、抗菌剤が効かない薬剤耐性、通称AMRと呼んでいます。薬剤耐性菌による感染症が世界的に拡大しています。このため、薬剤耐性対策として、WHOが2015年に国際行動計画を採択している。我が国におきましても、2016年に今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画を関係閣僚会議により決定しております。主役として、人の医療における使用が注目されがちですが、実は、3番目ですが、動物における薬剤耐性菌という問題もございます。

1点目は、動物分野に薬剤耐性菌が生じてしまうと治療効果を減弱させてしまうこともそうなのですが、もう一つ、それに特徴的な、これはまた食品として食いますので、畜水産物を介しまして人に薬剤耐性菌がうつっていくという可能性があるため、水産も含みます家畜への抗菌剤の慎重使用の取組が進められているところでございます。そういう意味では、いわゆる牛、豚といった家畜、それから、もう一つが水産、魚、さらに3点目にはペットも出てまいります。家畜につきましては、かなり昔から取り組んでいたところでございますが、取組が遅れていた水産分野におきましても、先ほど有路専門委員が2枚目のページで、抗菌剤の取扱いということでポンチ絵で説明いただきました。これは昨年1月に新たに導入されたものでございますが、それまで動物用医薬品販売業者から直接購入してきた水産用抗菌剤につきましても、購入の際、魚類防疫員等の専門家が交付する使用指導書を必要とする取組によって慎重使用を進めていこうということが1点目でございます。したがって、なるべく使わないようにしようというのが1点目でございます。他方で、病気への取組はやっていかなければならないということもございますので、ワクチンの開発を推進していこうということで、水産分野においても、この薬剤耐性対策を行っているところでございます。これが2点目でございます。

4 ページ以降でございますが、これは有路専門委員の御説明とも重複するところがございますので、適宜はしょっていきますけれども、「動物用医薬品の使用基準」で、いわゆる医薬品医療機器等法に基づいて使用基準を定めてございます。これはまさに有路専門委員が御説明していただいた3 ページ目の資料でございますけれども、この中で申し上げますと、有路専門委員の説明資料にもございましたとおり、太枠で囲われたところが使用基準になっております。

具体的に申し上げますと、まず魚種、それから、用法、用量、それから、使用禁止期間が使用基準になっております。その意味で、病気の部分につきましては使用基準にはなりません。これは残留を確保するという観点で言うておりますので、特に病気の部分で区分けをする必要がないからということでございます。したがって、この薬剤について、用量と使用禁止期間を守っていれば、ほかの病気に使用することはできます。ただ、ここに書いてございますとおり、有路専門委員の説明にもございました使用する魚種が異なる、あるいは用法が異なってくることになりまして、使用基準に外れることになります。

この使用基準の例外ということで、次の5 ページ目でございますが、医薬品医療機器等法では特例として、獣医師が疾病の治療又は予防をするためにやむを得ないと判断した場合には、適用外使用と通常、我々は呼んでおります。これは国際的に通用する用語です。オフラベルユースということで、適用外使用ということが出来る。獣医師がやむを得ないと判断した場合に、オフラベルユースというのは欧米共通になっています。この場合、承認された使用方法が存在しないため、いわゆる残留基準を超過しないよう、また疾病の治療に効果があるように、そういったことを考慮していく必要がある。つまり、投与量、用途期間、出荷制限期間等を、もちろん病気を治しながら設定していく、指示していくことが必要になってまいります。そういう意味で、通常の抗生物質の使用の処方とはちょっと違うわけですね。全く新たな世界に入っていきます。さらに、使用基準と異なる使用をするため、食品衛生法に基づく残留基準を超過する場合には、食品としての流通は禁止されます。また、抗菌剤につきましては、魚種が異なる場合には含有が禁止されます。したがって、それを考慮した上で考えていく必要があるということでございます。

最後のページでございますが、6 ページ目に、この使用に関する課題、これを踏まえてまた今後の対応を考えていくということで、これも有路専門委員からいただいている5 ページ目の課題とともに、併せて考えていく必要があると思っております。

まず1 点目が、現場のニーズの把握でございます。養殖の現場で生じている現行の使用基準と、オフラベルユース、適用外使用の関係のニーズでございますが、ここが研究者、あるいは製薬会社と情報共有がなされていないという現実が1 つあります。

それから、適用外使用の現状の把握につきましても、養殖の現場で獣医師がどのような魚種や水産用医薬品について適用外使用の指示を行っているのかという情報が十分把握されていません。私どもも体系的に今回取れませんでしたけれども、魚類を対象としている獣医師等々に聞きましても、使用の実態の事実がなかなか把握できていない状況にござい

ます。

3点目に、適用外使用の判断に必要な情報の不足ということで、残留基準を超過してしまいますと、せっかく認めたところでも、食品衛生法上食品でなくなってしまうことがございます。そういう意味では、獣医師が適用外使用を行う際には、残留基準を超過することがないように定めていく必要があるということで、ここは獣医師自体もかなり慎重にアプローチせざるを得ないことがございます。

そういったことも考えますと、有路専門委員の5ページ目でいただいている問題点から考えていきますと、まず、2ついただいております下のほうの、まさにコンソーシアムで対応して、現場に合わせて迅速に改正するようにすることができないかということに関しますと、オフラベルユース自体、使用方法を間違ってしまうと食品として認められなくなってしまいますので、むしろ適用外ではなくて適用内として取り組んでいくのが、安心して養殖生産に携われることだと思います。そういう意味では、ニーズを把握して、それを適用内にしていくことが1つ。

さらに申し上げるのであれば、前回も水産用医薬品の承認の短縮で議論させていただきましたけれども、抗菌剤の使用はとにかく減らしていくということでございますので、2月の議論もそうですが、ワクチンをより開発して行って、短縮化された承認期間でやっていくということで、これは私たちも今、予算事業で取り組んでおりまして、順次ワクチンとして認められているものが出てきているところでございます。

冒頭のオフラベルユースについて、その判断を獣医師に加えまして魚類防疫員でできないかという御提案に関しましては、この判断の専門性を鑑みますと、魚類防疫員自体は確かに持続的養殖生産確保法に位置付けられておりますが、資格要件がない者でございます。資格要件がある者で言うと、これも前回議論させていただきました魚類防疫士は、魚病に関しては一定の研修を受けておられますが、これは投薬の判断になりますので、病理、薬理、さらに食品安全が関係してきますので、公衆衛生に関しての知見が必要になってくることに鑑みますと、諸外国の例を踏まえましても、やはり獣医師で対応していくということで、水産が扱える獣医師と養殖業者、あるいは水産試験場等々の接点の場を増やしていくという取組をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

なお、御発言を希望される際にはお名前の書かれているプレートを立ててくださいますようお願いいたします。お時間が限られておりますので、御質問は一度におまとめいただく等、できるだけ簡潔な御発言に御協力をお願いいたします。

では、有路専門委員、お願いいたします。

○有路専門委員 御報告ありがとうございます。2点ありまして、もともと課題に対する

認識は多分、共通していると思っておりますが、1つは、獣医師の絶対数が非常に不足している中で、その問題点を解決する方法として、果たしてコンソーシアムだけでそこが対応できるのかというところがございます。1つの問題提起といたしますか、案として、魚類防疫員なり何なりがということを書かせていただいておりますけれども、逆に獣医師でないと資格的に難しい、薬事に関わるから難しいという話になるのであれば、獣医師に対してどういう働き方ができるのかとか、こういうのは議論を深めないといけないのではないかと考えています。というのは、実際、水産といたしますか、魚類に対する専門性を持たれた獣医師は絶対数が少ないというか、ほぼいないという状況の中で、どう対応するかというのが一番の課題になっていきますので、そこの人数を増やす、あるいは少ない人数でも対応ができるような仕組みとは何かというところが、正直なところとしては、答えが必要なところかなと思うところです。

2つ目は、確かに抗菌剤に関しては魚種を限っていないと思うのですが、ワクチンは限っていますね。ワクチンの場合は効果の問題がありますけれども、魚種を限ると、このワクチンはこれにしか使えないとなるので、そこは多分、許認可の関係の中で細かく対応していかないと、なかなか難しいのではないかと考える部分があります。

以上になります。

○野坂座長 今の2点につきまして、御回答をお願いいたします。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） まず、1点目ですね。獣医師を使っていくのであれば、獣医師を活用できるようにしなければいけないということについてでございます。まず、獣医師が今、3万9000人、来年は4万人ぐらいになると思うのですが、その数自体は、私どもは絶対的に不足しているとは思っていません。一般の方は、お医者さんと同じと思われる場合がありますけれども、お医者さんは40万人いて、95%が医療に携わっているのです。獣医師の場合には約4万人いて、獣医療に携わっている方は実は60%なのです。それから、15%の人は実は何もやっていないという状態になっています。そういった多様性があるので、その中で必要な部分に持ってくることは十分可能だと思っております。

ただ、問題は、養殖に携わっている人が、専門知識を持っている人がどのぐらいいてということで、これをどこまで増やしていけばいいのかということですね。これは国としても養殖の分野がありますよというのを、私たちは、産業動物獣医師で地域偏在があるので、こっちへ来てくれと行って、給与を高くしたり、いわゆる現場を知ってもらうということで研修をしたりということもやっておりますけれども、そういったこともしていかなければいけないという問題意識はあります。

ただ、誘っても、食べるような状況になっていないと、国に言われて行ったけれども、収入が得られませんというわけにはいきませんので、そこもやはり関係業者とタイアップしていく努力はいたしますけれども、関係業界からも努力というのがそれなりに必要なのだと思っております。足りているか、足りていないかは今度、人数の問題になってきますの

で、確かに今、私たちの把握でいくと、魚類を専門にしているのは10数人ぐらいなのですね。ただ、例えば、今、豚コレラで我々は七転八倒しているのですけれども、豚を専門としている獣医師は30人ぐらいしかいないのですよ。それで面倒見ているというのが現状にあるということは御理解いただきたいと思います。

それから、2つ目でございますけれども、御指摘のとおりワクチンは魚種限定になっていきますので、これは魚種を広げるような取組を同時にしていく必要があると思います。他方、ワクチンの場合に、今度、残留が関係なくなってくるので、そういう意味での汎用性は高いものだと理解しています。

○野坂座長 渡邊委員から先にお願いたします。その次に林委員、お願いたします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。小川審議官の御説明の中で、オフラベルからオンラベルへという御説明がありました。有路専門委員の最初の提案の、オフラベルユースを獣医師ではなくて魚類防疫員でもできるようにということではなくて、さらに発想を前向きに変えて、オンラベルで使えるようにして、処方箋そのものが要らなくなるようにという考え方は大変すばらしいと思います。そこで、オンラベルユースが増えるように、例えば、コンソーシアムとか、事例を集めて残留期間を検査するとか、それを加速する取組を具体的に示していただけるとありがたいなと感じました。そこら辺のスケジュールについては、どのようにお考えでしょうか。

○野坂座長 どうぞ。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 御質問ありがとうございます。今日の有路専門委員の御説明資料で申し上げますと、4ページ目でございます。オフラベルユースが必要になる場合ということでございます。1点目が与え方ということで、経口から薬浴がございまして。これも、要は、この薬自体は使えるということですので、まさに薬浴をした場合の残留基準値のデータさえ取っておけば、それを書き分けると。経口の場合はこれ、薬浴の場合はこれ、もしかしたら同じかもしれませんので、そこに位置付ければ安心して使えるようになるということでございます。スケジュール感で言うと、いつまでにとということで、今、手元に持っているわけではないので、僕らがニーズを把握する。正直申し上げますと、何件か聞いているのですけれども、有路専門委員は持っておられるのかもしれないのですけれども、我々が聞くと、薬浴の要望が出てこないのです。なので、把握が今、できていないのです。何件かの先生、あるいは県に聞いても、要望なしとなってしまうので、スケジュールが作れない。実際作ってくると、データを取るのそんなに難しくありません。あとは、厚生労働省が基準値を、そのデータを基に打ってもらう期間が必要になってまいります。同じように2ページ目の重量ベースも、稚魚で打った場合に残留がどうなるかというデータを取るという行為になってくると思います。

○渡邊専門委員 そうすると、今はニーズが感じられていないことが出発点になっているということなのでしょうか。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 有路専門委員からの御指摘もありましたので、

私どものペーパーの課題のところでも書いていますが、まず調べるところから始めざるを得ない。要は、アドホックに知っている人間を聞くというのではなく、体系的に調査をすることから始めることになると思います。

○渡邊専門委員 分かりました。ありがとうございます。規制改革ホットラインか何かに関心が入るといいのかもしれないですね。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） それでも構いません。それで、聞きに行ったときにお話ししてくれるかということなのですね。例えば、自分の行為をアンダーグラウンド的だと思われていると話してくれないのです。ただ、話していただけないとオンラベルにならないのです。という問題があるので、聞き方は工夫しないといけなかなとも思っています。

○渡邊専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○野坂座長 では、林委員、挙手されていらっしゃいましたので、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。質問というより意見なのでございますが、先ほどのお答えの中で、獣医師は4万人いるが、稼働しているのは60%で、そのうちの魚類専門は10数人、豚の専門でも30数人とおっしゃられたわけなのですが、これは誇らしいことでは全くありません。実態として犬猫を診る獣医師に魚類の処方箋だけ書いてもらっているという現状をどのように改善していくかという点で、有路専門委員などの現場の方の御意見も十分に聞いていただいた上で、実務的な解決、いかに早くこれを解決していくかという方策を検討していただけないかと思います。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 別に自慢をしたわけではございません。私が申し上げたのは民間の人ですね。逆に言うと、都道府県ベースだけで1万人近い獣医師を抱えて、例えば、豚コレラなどの対応、あるいはほかの牛、豚、家畜関係の病気を担当している人間はいます。民間獣医師の中で、先ほどの養殖魚の、特にオフラベルユースになってくると、よほど専門性が高くないとできないということで、まさにそれだけを専門にやっている獣医師の数がこのぐらいの数ですと申し上げたところでした。そういう意味では、犬猫でも、私は猫しかしないとか、犬しかしないとかですね。犬猫専門の方が処方箋を書いて投薬だけしているということに関しても、先ほどのAMRの対応で言えば、やはり獣医師会とタイアップして抗菌剤の使用というものは、本当に必要なところ、端的に言いますと、処方箋だけ書いているというバックグラウンドは、多分、予防目的で使うとか、そういったものはやめようという取組を今、一生懸命やっているところでございますので、これは御理解いただきたいと思います。

○林委員 予防目的だけではないのではないのでしょうか。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） もちろん治療目的もありますが、それはいろいろな慎重使用をしなければいけないですよということで、AMR対策は政府全体の取組でやっておりますので、人間のお医者さんでも、昔は抗菌剤というものを、例えば、風邪引くと抗生物質が出てくるとか、そういうことがありましたけれども、そういうのはやめよ

うというのが国全体での取り組みで、今、2016年から一生懸命取り組んでいるところでございます。

○林委員 養殖業の発展のために魚類専門の病気に対応できるような医師、専門家が必要だということで、では、農水省としてはどのような対策を講じられているのですか。今、足りているという認識ではないですね。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 今、足りている、足りていないという判断をする材料が十分得られていないというのが正直なところです。

○林委員 いやいや、現場からこういう声が上がっているというのが足りていないことの一つのエビデンスではないのですか。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） そういう意味では、私たちも現場でオフラベルユースの部分についてお聞きしたところ、こういう要望があるというところを確保できなかったというのが先ほど申し上げたところでございますので、これから調べていくと説明させていただいたところです。

○林委員 現場というのが、県の方に聞いていらっしゃるのかもしれませんが、何よりも現場の声が、有路専門委員から上がっているわけですから、そういう声を真摯に聞いていただく、誠実に聞いていただくという姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 真摯でないところがあったのであればお詫びいたしますが、有路専門委員からの意見を踏まえまして、私どもでも知っている方に何件か、あるいは水産を専門とされている獣医師にヒアリングを行わせていただいたことですので、真摯に対応しているところだと思っております。それから、さらに体系的に調べていかなければいけないのかなと思っておりますと申し上げさせていただいたところです。

○林委員 これ以外に、獣医師でなく、魚類防疫員や魚類防疫士と資格も設けられているということですが、それが魚類の防疫にどのくらい費用対効果として役に立っているのか、そういった資格のあり方、運用についても、この際ですから、見直していただく必要があるのではないかと思います。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） この問題と魚類防疫員の問題はまた別ですね。持続的養殖生産確保法において位置付けられている魚病の関係で、例えば、魚病が発生しているというのであれば、それをお伝えしていただくという立場の職種だと思っておりますので、むしろ魚類防疫員自体は、蔓延防止なり治療を目的としている資格ではなく、魚病の予防と、持続的養殖生産確保法では書かれていると思っております。それと実際に蔓延防止措置を講じていく、あるいは薬を開発していく、薬を処方していくという役割になると、獣医師の役割になってくるのですね。そこをどう連携を取っていくかということだと思えます。

○林委員 その連携が多分、今、できていないのでしょうから、より積極的に取り組んで

いただきたいと思えます。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局）　しないとは申し上げていないのですけれども、オフレブルユースという非常に例外的な措置だけをもって連携が取れていないとするのも、なかなか難しいところだと思います。例えば、魚病は、国内にないものだと外国から入ってくるわけですね。例えば、コイヘルペスなどでも平成15年に入ってきましたけれども、そういうものの水際は、今、動物検疫所で獣医師がやっております。そういう意味では、魚病の世界をどう取り扱っていくかという全体を見た中で言えば、連携をどんどんと組んでいっているというのが現実でございます。平成19年以降は獣医師が面倒を見ておりますので。

○林委員　では、それを前向きに進めて、現状で起こっているような弊害の認識についてももう一度見直していただければと思えます。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局）　魚類の世界、それから、獣医師の世界は、まだ歴史的に始まったばかりというところを踏まえて、どんどん、どんどん発展してきている過程なのだと思うのです。獣医師が魚類を必須科目にしたのは、実は獣医師が4年制から6年制になったときなのですね。つまり、昭和53年に入学した以降に魚類というものは必修科目になりましたので、それからの歴史になっていると。それから、国際的に養殖の世界というのは出てきておりますけれども、国際的に魚の病気のルールができたのは、実は1995年なのです。それ以降、発展してきている。そういう意味では、歴史から見ると30年ぐらいのものということで、その発展過程の中において対応していくということで、我々も随時対応していくという形で頑張っているところです。

○野坂座長　先ほどの実態調査につきましては、可能な限り早急に行っていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

では、金丸議長代理、お願いいたします。

○金丸議長代理　あえて申し上げることもないと思って聞いていたのですけれども、小川審議官のお話を聞いているうちに発言せざるを得ないと思えました。今回、政府を挙げて水産改革、漁業を成長産業化しようということで取り組んできたのですけれども、その大きな1つの課題が、他国と比べて、消費枠が減っているというのは消費者のライフスタイルの変更とかがあるかもしれませんけれども、漁獲高も他国は伸びているのに日本は減っている。その大きな理由が、養殖が占める割合が低いということなので、今回の水産改革の大きな1つのテーマは、養殖を増やそうということだった。それは御存じですね。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局）　はい。

○金丸議長代理　けれども、今から調査するとか、これから取り組むかのようにおっしゃり、現場の有路専門委員は代替案を示しておられます。しかし、小川さんは、今の法律では、実態として相当乖離のある法律にもかかわらず、養殖が増えなかった理由の一番大きなことは現場にあるようにおっしゃっていましたが、私は農林水産省、あるいは水産庁自身にあるのではないかと思えました。だから、このテーマも、現場から具体的な

ニーズや、要望が出ているわけですから、今日おっしゃったようなことも含めて、代替案を示してほしいですね。

それから、水産を扱えるような獣医師の数が少ないとおっしゃって、その人たちが全国で養殖をしていらっしゃる場所からどれぐらい距離が離れているのか。さっきの理想的なプロセス、処方箋をもらいながら、許可をもらいながらなどということが、限られた時間の中で可能なかどうか。現場から声がないだとか、そんなことを言っているのではなくて、自分たちで現場に行ってみて、ちゃんと代替案を示すべきではないですか。今日、ばらばらの感じを受けたのですけれども、相当心外です。もう一回、考え直してほしいと私は思います。

それから、やるべきことがあるのだったら、ちゃんと計画に落として、具体的に、養殖の現場で困っていらっしゃるのがあるほど、解決可能なのだなということが確認できる案を示してほしいと思いました。

以上です。

○野坂座長 一言お願いします。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 決して金丸議長代理を心外にさせるために説明しているわけではございません。養殖の重要性についても認識しておりますし、代替案としては、オフではなくてオンラベルにとにかく進めていくように現状を把握して進めていきたいと。ただ、仕組みとしては、養殖の世界も輸出などを踏まえても重要な部分があるので、国際スタンダードから外れることはなかなか難しいので、そこは維持しながら、養殖業者が使いやすいようにしていくというのは必要だと思っています。養殖業者から、例えば、獣医師がどのぐらいの時間で行けるか把握しているのかということ言えば、逐一聞いたわけではないのですけれども、僕らとして、どのぐらい利用できるかと言えば、1時間なり2時間なりの移動時間でコンタクトを取れるような状況にあるといったことは把握していますが、今、現実にはいただいた有路専門委員からの御指摘を踏まえて、個、点ではなくて、全国的な状況でどうなっているのだということが1つ、それから、それを踏まえて、そういうニーズがあるのであれば、残留基準を超過してしまうようなリスクのある使い方ではなくて、安心して使える方向に持っていきたいということで説明をさせていただいたところでございますし、それを調べていきたいと思っております。

○野坂座長 では、有路専門委員、お願いいたします。

○有路専門委員 議長代理が大部分言われましたので、余り言わないでおこうと思ったのですけれども、一部分足します。私、オンラベル、オフラベル関係なく、獣医師が養殖の現場に産業獣医として助言したりとか、あるいはこういう投薬に関して、許可というか、認めるような立ち位置を持っているとするのであれば、その拡充が全然進んでいないなと思っているわけなのです。10数名しかいないというのは、私が把握しているのとほぼ同じで、現実問題、豚は30名と言われましたけれども、産業獣医師にとって哺乳動物は当たり前の対象ですし、同様に小動物の獣医師にとっても哺乳類は当たり前の対象ですが、と

にかく魚類は少ないのが現状です。魚類も獣医の中で必須科目になっている中で、いわゆる魚病学というものに対する専門性とか、寄生虫学に対する専門性を持っているカリキュラムが実際どこまであって、どこまでの専門性を要求しているのかというところが獣医師のカリキュラムに関して、私も十分知っているわけではありませんので、ここは逆にきっちり調べていただけないかと思うところなのです。

結論的になりますけれども、実際に養殖業というのは畜産業と同等か、それ以上の生産金額、これからの重要性から考えると、国際的にも国内でも非常に重要な産業と見られている中で、明らかに養殖対象を専門的に扱う獣医師が少ないというこの状況に対して、どう対応していただけるのでしょうか。あるいは私が申し上げましたけれども、案として、魚類防疫員、あるいは魚類防疫士というものを枠組みの中に入れたらどうかというのは、まだ現状の枠組みでできることかなと思って申し上げたのですけれども、これが獣医師でなければならないとなるのであれば、獣医師が養殖業という産業の中で、畜産業にかかわっている獣医師レベルの働きをしていただけるような状況をどう作っていただけるのかというところの対案はやはり示していただきたいと思います。これはオンラベルですのですよというのは、それは余りに畜産業と養殖業に関して、サポート体制としては乖離し過ぎているのではなかろうかと思えます。これは今すぐここで示してくれというのではなくて、きっちり検討していただいて、こういう案が考えられますというのをお出しいただくことを希望します。

○野坂座長 どうぞ、お願いします。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 有路専門委員からいただきました冒頭のところは、私どもも、例えば、水産学部と獣医学部とでどういう履修関係になっているかといったことは調べさせていただいた上での判断でございますし、そういう意味では、薬理、病理、公衆衛生といったところの知識がないと、投薬に関してはなかなか難しいだろうなということです。そういう意味では、水産関係、特に養殖関係の獣医師の確保が政策課題になってくるということでございますれば、有路専門委員からも御協力いただくことになると思いますが、実態の部分把握して取り組んでいくことになろうかと思えます。養殖の部分伸ばしていかなければいけないことは分かっております。他方、営業として携わせるのであれば、ちゃんと生活できないとだめなので、その部分も確保しながら人員を確保していかざるを得ないので、努力は行っています。

○野坂座長 どうぞ。

○有路専門委員 生活のことは確かにそうなのですが、畜産の場合、産業獣医師の場合は、畜産の衛生試験場であるとか、あるいは都道府県の公務員に当たり前にいらっしゃいますね。食品安全、例えば、BSE対応、あるいは鳥インフルとか、いろいろあったこともあって、各都道府県にはかなりの数の獣医師がおられると私は認識しています。一方で、水産試験場は特に獣医師を置く必要性がないというか、むしろ獣医師ではない技術的な専門家が勤めておられるという認識なので、おられるところもあるとは思いますが、

そういう差異があるところを埋めてもらいたいというのが趣旨ですので、そこら辺を考えていただきたいと思っております。

○小川大臣官房審議官（兼消費・安全局） 分かりました。先ほどありましたように、水際の部分について言うと、今は獣医師が対応するようになりました。国内の部分についても、要はちゃんと対応できる人間を確保せいということの御指摘と理解しております。

○野坂座長 ほかにはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。本件については、養殖業の発展を促す観点から、政府として検討すべきという方向について、第五次答申に盛り込むべく結論を得る必要があるかと思いますが、委員、専門委員の方、いかがでしょうか。御意見下さいますと幸いです。

有路専門委員、いかがでしょうか。

○有路専門委員 正直、これは盛り込ませていただきたいと思っております。というのは、繰り返しになりますけれども、現場として、産業を発展させていく中において、片方で、例えば、ワクチンの生産というか、そういうのにまだ課題があって、現実的に投入されている量がわずかであるという状況の中で、抗生物質の使用を極力減らさないといけないということを求められています。その一方で魚病がたくさん増えているという難しいハンドリングを求められる中では、どうしても獣医師なりに専門性を持たせるのであれば、その拡充がないとどうしようもないというのが実情で、それを形にしていかなければ、なかなか産業として、そこから成長できる基盤を持つことができないのではないかと思いますので、そこは答申に入れていただきたいと思っております。

○野坂座長 御意見ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、こちらにつきましては、ぜひ第五次答申に盛り込むべく、結論を得ていきたいと思っております。

ありがとうございました。それでは、お時間となりましたので、本日の会議はここで終了といたします。

最後に事務局から何かございますか。

○小見山参事官 次の会合については、調整して、また御報告申し上げます。

○野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。本日はお忙しいところ御参集いただき、ありがとうございました。